

1.申請手続きに関すること

Q1：申請書類はどこでもらえますか？

A1：都市計画課窓口（湯沢市役所 2階）で配布しています。
または、市のホームページから様式をダウンロードすることもできます。

Q2：申請期限はありますか？

A2：令和6年度の申請受付期間は、令和6年4月1日(月)から令和7年2月28日(金)までです。
ただし、予算額に達した場合は期間内に受付を終了することがあります。

Q3：工事完了期限はありますか？

A3：工事完了期限はありません。ただし、工事完了後30日以内または令和7年3月31日(月)のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

Q4：「克雪化改修工事」と「雪下ろし安全対策工事」の両方の補助金を申請することはできますか？

A4：申請できます。ただし、同時に申請してください。

Q5：交付決定前に工事着手できますか？

A5：できません。工事着手前に補助金交付申請し、補助金交付決定通知を受けてから工事に着手してください。

Q6：この補助金は何度も申請できますか？

A6：過去にこの補助金を受けた住宅は再度申請できません。

Q7：申請書に記入する工事費等は消費税込みの金額ですか？

A7：消費税を含んだ金額をご記入ください。

Q8：交付申請で工事設計図面を提出する際、立面図は4方向ではなく2方向で作成してもいいですか？

A8：2方向で作成した立面図でも構いませんが、屋根の改修部分がわかるように作成してください。

Q9：申請は施工業者に代行してもらえますか？

A9：申請者の代理として施工業者が申請書類を持参し、窓口へ提出していただくことは可能です。

Q10：湯沢市の他の補助金と併用できますか？

A10：併用できます。ただし、補助金の合計額は対象工事費の2分の1が上限となります。

Q11：施工途中で工事内容に変更が生じました。補助金の交付決定額に影響はありませんが変更交付申請は必要ですか？

A11：補助対象工事または補助対象外工事のいずれかに変更が生じた場合は、変更交付申請が必要となります。変更や追加工事に着手する前に都市計画課へご相談ください。

NEW

Q12：補助金の申請は電話申し込みできますか？

A12：電話での申し込みはできません。所定の様式に必要な書類を添付し提出してください。

NEW

Q13：完了した工事は補助対象となりますか？

A13：補助金申請をせずに既に始まった工事や完了した工事は対象となりません。

※Q&A【1.申請手続きに関すること】のQ5も併せてご覧ください。

2.申請者に関すること

NEW

Q1：世帯主や住宅の所有者でなくても申請できますか？

A1：同居家族（親子や配偶者等）の場合は申請者になることができます。

例）父親が所有する住宅の補助金申請をする際、父親と同居している息子が申請者となり手続きをすることは可能。

NEW

Q2：借家に住んでいますが申請できますか？

A2：借家は補助対象外の建物となるため、補助金の申請はできません。

※Q&A【3.工事に関すること】のQ3も併せてご覧ください。

Q3：申請者や同居家族が市税を滞納している場合でも申請はできますか？

A3：申請できません。ただし、滞納が解消された場合は申請できます。

Q4：転入や転居を予定している住宅の工事は対象となりますか？

A4：対象となります。ただし、実績報告書を提出する日までにその住宅に住むことが条件となります。なお、当該住宅に異動したことを確認するため、実績報告書を提出する際に異動後の住民票を提出してください。

3.工事に関すること

Q1：雪害等により破損した軒の補修工事は対象となりますか？

A1：補助対象となりません。

ただし、今後雪による軒折れが生じないように軒を補強する工事は対象となります。

Q2：既存のはしごを新たに固定式はしごに取り換える場合は対象となりますか？

A2：固定式はしごの設置工事費が10万円以上の場合は対象となります。

Q3：車庫や物置、小屋は補助対象となりますか？

A3：対象となりません。この他に借家、空き家、蔵なども対象となりません。

Q4：防雪柵（防雪フェンス）の設置工事は対象となりますか？

A4：自宅屋根に積もった雪が、隣家や隣地および道路等に落下するのを防ぐため、自宅敷地内に防雪柵（防雪フェンス）を設置する工事は対象となります。

Q5：屋根塗装や屋根板金の張り替えは対象となりますか？

A5：屋根の改修工事と不可分一体のものは対象となりますが、屋根塗装のみや屋根板金の張り替えのみを行う場合は対象となりません。この他に維持・保全と認められる工事なども対象となりません。

Q6：申請者自身が行った工事は対象となりますか？

A6：対象となりません。

Q7：住宅の新築工事、建替工事、増築工事は対象となりますか？

A7：本事業は、既存住宅屋根の克雪化改修が目的のため対象となりません。

Q8：新築したばかりの住宅の工事は対象となりますか？

A8：住宅が完成し、既に住んでいる場合は対象となります。住宅の築年数に制限はありません。

Q9：敷地の消雪・融雪のための装置の設置工事は対象となりますか？

A9：対象となりません。

Q10：命綱や安全帯、ヘルメットの購入費は対象となりますか？

A10：対象となりません。

Q11：補助対象外工事とはどのような工事ですか？

A11：補助対象外工事の事例としては、外壁補修、車庫新築、風除室設置、屋根の葺き替え、屋根塗装、敷地の消雪・融雪設備工事などのお問い合わせがあります。
ご自身での判断が難しい場合は、事前に都市計画課へご相談ください。

NEW

Q12：屋根に雪割を設置したいのですが、補助対象となりますか？

A12：対象となります。

NEW

Q13：雪止め金具の設置は対象となりますか？

A13：新たに設置または既存の雪止め金具を取り替える場合は対象となります。

4. 施工業者に関すること

Q1：施工業者は湯沢市内の法人に限定されますか？

A1：市内・市外は問いません。また、個人事業主の施工する工事も対象となります。

Q2：どの施工業者に工事の依頼をしていいのかわかりません。市でどこか紹介してもらえませんか？

A2：市では施工業者の斡旋をしていませんので、ご自身で探していただくこととなります。

5. その他

Q1：雪害により破損した住宅に対しての支援補助金はまだありますか？

A1：湯沢市雪害住宅復旧支援補助金は、令和3年度末（令和4年3月末）で補助事業が終了しました。

NEW

Q2：市のリフォーム補助金はありますか？

A2：現在、湯沢市のリフォーム補助事業はありません。